

大阪国税局長賞

医療費助成制度について

橿原市立大成中学校3年

久田 妃莉

私の住む奈良県橿原市では、令和六年八月一日より「こども医療費助成」で、病院窓口での費用が十八歳まで無償化になった。

先日、眼科に行った際の帰りの窓口で「本日のお支払いはありません。」と言われて不思議に思った。母に尋ねると、医療費の制度が変わったという。どのように税金が関わっているのか調べてみることにした。私たちが病気にかかったり、ケガをしたときにかかる費用は、私たちが将来納めるであろう保険料と現在消費税などで納めている税金から支払われている。そのため、窓口の支払いがないからと言って無料ということではない。そして「医療費助成制度」とは子供の健康を守り、子育てをする家庭の経済的負担を軽減するなどの目的があるので、私たちの健康や生活に深く関わり寄り添っている。ところが、冒頭で私の住む地域の病院窓口費用は無償化になったと説明したが、この無償化になったことで逆に問題になっている地域もあるというのだ。一見とても助かる制度のように思えるが、どのような問題があるのだろうか。まず、無償化になったことで頻繁に病院へ行く過剰診療が増えるということである。例えば、軽い症状のときに市販の薬などで応急処置をしていた人も無償ならばと病院の薬を求め受診する。また、安易に夜間・休日診療を利用するなどである。これらが続くと結果的に医療費が増えてしまい、保険料や税金の負担が大きくなり、この制度を長く維持することが難しくなる。そして、保険料の値上がりや増税につながってしまう。それでは意味がない。したがって、私たちが気をつけることは今までと同じように病院を受診し、昼間の診療を心がけること。また、新薬ができたのちに同じ有効成分で効能、効果、用法が同一のもので低価格なジェネリック薬品という薬を選択することで、医療費の節減に協力することができる。

このように、ひとりひとりの意識で、税金を無駄なく使うことができる所以である。さらに「こども医療費助成」で調べてみると、各県・市で制度が一律ではなく、地域により負担額や対象年齢までも違うことが分かった。自治体により、同じ医療を受けたとしても助成の条件が変わることになる。国の制度と思っていたので、これには少し驚いた。

最後に「こども医療費助成」以外にも、身体に障害のある方の「心身障害者医療費助成」や「ひとり親家庭等医療費助成」、医療費に上限を設けて上限を超えて支払った費用分が戻ってくる「高額医療費」など、医療には沢山の制度があり税金が使われていることが分かった。税金の一部が、私たちの生活の身近なところで使われていることが分かり、これからも正しく税金を納め、よりよい制度が増えていけば良いなと感じた。